



広報 さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和8年4月2日：第1版

【お知らせ版】①

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係
電話：(0996)24-8919

農林課 林政係から

案内 竹林整備関連事業の要望について ～たけのこ生産を拡大～

令和8年度に竹林整備事業の実施を希望される方は、対象地の所有者・大字・地番・面積を確認の上、本庁農林課林政係又は両支所農林係までお問い合わせください。

【事業要件】

- ・さつま町内に竹林を有し、町内でたけのこを生産する者
- ・実施面積 0.01ha(1 畝)以上
- ・過去5年以内に事業を導入していない竹林

【事業概要】

①竹林改良(伐竹等)

荒廃竹林をたけのこ生産林への改良に対する補助
(1ha 当たり5,000 本以上を2,000 本伐竹)

②管理路整備

竹林内の新規作業路の開設に対する補助

③管理路維持補修

既設の竹林管理路の維持補修を行う際の原材料
(生コン・砕石等)に対する補助

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 農林課 林政係
電話：(0996)24-8949
窓口：本庁別館1階
○鶴田支所 農林係
電話：(0996)26-1433
○薩摩支所 農林係
電話：(0996)26-1387

さつまPR課 商工観光係から

案内 日特WKS公園(北薩広域公園)4月イベント情報

1. ピザ作り体験会

生地作りからトッピングまで行い、公園のピザ窯で焼きます。

【日時】4月12日(日)10時00分～12時00分

【場所】多目的ホール

【定員】5グループ(1グループ4人程度)

【参加料】2,500円/グループ

2. ミュージックマーケット

ステージ発表、フリーマーケット、キッチンカーなどの出店があります。

【日時】4月19日(日)11時00分～16時00分

【場所】のびのびゾーン

3. 絵本の読み聞かせ

さつま本読み隊の皆さんによる「絵本の読み聞かせ」

【日時】4月26日(日)11時00分～12時00分

【場所】多目的ホール

【参加料】無料

【定員】なし

【申込方法】当日受付

＜お問い合わせ先＞

日特WKS公園(北薩広域公園)管理事務所
住所：さつま町虎居 5470 番地
電話：(0996)21-3939

募集 さつま町議会だよりモニターを募集します！

1. 議会モニター制度について

さつま町議会では、町議会広報紙「さつま町議会だより」をより親しみやすく、分かりやすいものとするため、町民の皆様の視点から意見・提案をいただくモニターを募集します。

お寄せいただいた意見は、誌面の改善や、より効果的な情報発信のために反映させていただきます。

2. 募集人数 10人以内

3. 任期(活動期間) 委嘱の日(令和8年5月中旬を予定)から令和9年3月まで

4. 資格

- (1) 年齢満18歳以上の町民の方(ただし、各種議会議員又はさつま町職員は除く)
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心がある方
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心がある方

5. 募集期間 令和8年4月1日(水)から4月24日(金)まで

6. 募集方法

応募用紙に必要事項を記入の上、郵送・持参・FAX・メールのいずれかの方法によりさつま町議会事務局へお申し込みください。

7. 選考方法 幅広い視点を取り入れるため、公募者及び推薦者の年齢、居住地を考慮し選考します。

8. 活動内容

- (1) 「議会だより(年4回発行)」を読み、誌面のデザイン、内容の分かりやすさ、掲載項目等について意見を提出すること。
 - (2) モニター会議(年数回予定)に出席し、広報紙の改善に向けた意見交換を行うこと。
 - (3) 議長が依頼した町議会の情報発信に関するアンケート等に回答すること。
 - (4) その他議長が必要と認めること。
- ※本会議の傍聴・視聴は任意としますが、誌面理解のために推奨します。

9. 謝礼

モニター会議のほか、議会から出席をお願いする会については謝金を支給します。ただし、本会議や委員会の傍聴時は謝金をお支払いしません。

＜お問い合わせ先＞

さつま町議会事務局 議事係
電話：(0996)24-8911 FAX:52-0704
E-mail gi-giji@satsuma-net.jp

**募集 相続などで農地を取得されたら届出をお願いします
(農地法第3条の3の規定に基づく届出)**

耕作目的で農地を取得しようとする場合、農地法第3条の許可が必要になりますが、相続など、ある一定の理由で農地を取得する場合は、同条の許可は不要です。

相続などにより農地を取得されたら、法務局での名義変更登記完了後に、さつま町農業委員会へ所定の届出書を提出してください。

届出書の様式は、さつま町のホームページからダウンロードしていただくか、さつま町農業委員会へご連絡いただければ、郵送、又はメールでお送りします。

＜お問い合わせ先＞

さつま町農業委員会 農地係
電話：(0996)26-1836 窓口：本庁別館1階

助成 住宅リフォーム支援事業補助金 申請受付のお知らせ

町では、令和8年度住宅リフォーム支援事業補助金の申請受付を行います。住宅リフォームや耐震化をご検討の方は、ご活用下さい。

【補助金額】

- 最大 20 万円 子育て世帯・・・最大 30 万円
- ※事前着工は対象外
- ※補助率 20% (対象工事費の 5 分の1) 工事費 20 万円以上が対象
- ※子育て世帯とは 0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもがいる世帯

【対象者】

- ・対象住宅の所有者
- ・対象住宅に自ら、または、親族(二親等以内)が居住していること
- また、その方が対象住宅に住民登録されていること

【申し込み】

申請には、申請書一式・見積書・図面・施工箇所の写真などが必要です。詳しくは本庁建設課建築係までお問合せください。

【受付期間等】

- ・受付期間 5 月 25 日(月)・26 日(火)
- ・受付時間 午前 9 時～午前 12 時まで
- ・受付場所 本庁 2 階 会議室 2-A
- ・募集件数 50 件程度(予算の範囲内)

【補助金決定】

補助金の決定については、後日送付する決定通知書により行いますが、応募者多数の場合は、抽選となります。

〈抽選の場合〉

- ・抽選日時 6 月 2 日(火)午前 10 時から
- ・抽選場所 本庁 2 階 会議室 2-A

助成 危険家屋解体撤去補助金 申請受付のお知らせ

町では、令和8年度危険家屋解体撤去補助金の申請受付を行います。危険家屋の解体をご検討の方は、ご活用下さい。

※危険家屋とは、倒壊等の危険が予測されるなど不良度判定を受けた空き家です。

【補助金額】

- 危険度が高い家屋・・・最大 30 万円
- 特に危険度が高い家屋・・・最大 50 万円
- ※補助率 30% (対象工事費の 3 分の1) 工事費 30 万円以上が対象
- ※事前着工は対象外です。
- ※補助金の限度額が令和 8 年度から変更になりました。

【対象者】

- ・対象危険家屋の所有者、または相続人の方

【受付期間等】

- ・受付期間 令和8年 12 月まで
- ・受付場所 さつま町役場 建設課建築係
- ・募集件数 18 件程度(予算の範囲内)

【補助金決定】

補助金の決定については、後日送付する決定通知書により行いますが、申請多数の場合は、予算の範囲内での決定となりますので、あらかじめご了承ください。

【申し込み】

申請には、申請書一式・見積書・対象危険家屋の写真・名寄台帳(又は登記事項証明書)などが必要です。詳しくは本庁建設課建築係までお問合せください。



<お問い合わせ先>

さつま町役場 建設課 建築係 電話:(0996)26-1829 窓口:本庁 2 階 6 番

案内 集団健診に関する大切なお知らせ

新規 「採血」で「すい臓がん」検査ができます

すい臓がんは、初期には無症状のことが多いため、早期には極めて発見しにくいがんです。従来の腫瘍マーカー(CA19-9)とは異なる物質(ApoA2-i)を測定するため、これまで検出されなかったすい臓がんをみつけられる可能性があります。

かつて、がんは不治の病と言われていましたが、現在はがんになっても克服することができるようになってきました。その中でも、できるだけ早いうちにがんを発見し、治療を開始することが望ましいとされています。

【こんな方におすすめ】

- すい臓がんの家族歴がある方
- 慢性すい炎などのすい疾患のある方
- 糖尿病、肥満の方
- 喫煙、飲酒歴のある方

【料金】 7,700 円

【検査方法】

血液検査で腫瘍マーカー(ApoA2、CA19-9)の値を確認します。腹部超音波検査と一緒に受けた方が検査精度が高くなります。

【申込方法】 集団健診の会場で、当日お申し込みください。

助成 腹部超音波検査の費用の一部を助成します！

腹部超音波検査では肝臓や胆のう、ひ臓、すい臓、腎臓をみます。がん、結石、ポリープ、のう胞などの有無を調べることができます。この機会に腹部超音波検査を受けてみませんか。

【変更後の料金】 2,000 円 * 検査費用 3,740 円のうち 1,740 円をさつま町が助成します。

【検査方法】

腹部に超音波(エコー)をあて検査をします。通常 6~7 分程度で痛みを伴うことはありません。

無料 骨粗しょう症検診を無料で受けることのできる対象が増えました

骨粗しょう症は自覚症状が少なく、気づかないうちに骨がすかすかになり、骨折をしやすくなる病気です。骨粗しょう症検診で、自分の骨の健康について知り、骨折を予防しましょう！

【対象】

- 40、45、50、55、60、65、70 歳の女性
 - 76 歳以上の男女(今年度より)
- ※骨粗しょう症の診断がついている方、医療機関で骨粗しょう症の治療を行っている方は対象外です。

【検査方法】 超音波をかかとにあてる検査です。5~10 分程度で終了します。

さつま町ホームページ→



＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 健康増進係 電話:(0996)24-8933
保険係 電話:(0996)24-8932



広報 さつ ま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつ ま町 —

令和8年4月2日：第1版

【お知らせ版】②

発行：さつ ま町役場 総務課 秘書広報係
電話：(0996)24-8919

税務課 町民税係から

案内 軽自動車税の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている方や、障害がある方などが利用するために構造変更された軽自動車などは、一定の要件を満たしていれば、申請により軽自動車税が減免されます。

【申請期間】

4月20日(月)～5月25日(月)※平日のみ

【手続き場所】

税務課町民税係

【手続きに必要なもの】

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ・車検証
- ・運転免許証
- ・納付前の軽自動車税納税通知書
- ・マイナンバーの確認書類

【注意事項】

- ・障害の状態と等級によっては減免を受けられない場合があります。
- ・減免を受けることができる車両は、障害がある方1人に対し、普通自動車などを含め1台です。詳しくはお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
税務課 町民税係
電話：(0996)24-8922
窓口：本庁1階2番

募集 手話奉仕員養成講座の受講生を募集します

聴覚障がいについての知識と日常会話を行うために必要な手話技術を学びます。令和 8 年度の入門編では、「手話であいさつや自己紹介程度の会話ができること」、令和 9 年度の基礎編では、「手話で日常会話ができること」を目指します。入門編・基礎編を修了した方を町の手話奉仕員として登録します。

募集は 2 年に 1 回となりますので、ぜひこの機会に手話を学んでみませんか？

※次回募集は令和 10 年度予定

【対象者】

町内在住で、手話に興味がある 18 歳以上の方
2 年間の受講が可能な方

【定員】

15 人

※定員に満たない場合は開講できない場合があります。

【講座日程】

入門編: 令和 8 年 5 月 13 日～12 月 9 日

(毎週水曜日 全 25 回)

基礎編: 令和 9 年 5 月～12 月

(毎週 1 回 全 25 回予定)

※講座日程は変更になる場合があります。

【時間】

午後 7 時～9 時

【場所】

宮之城ひまわり館

【受講料】

無料(テキスト代 1,000 円は自己負担)

【申込期限】

令和 8 年 4 月 24 日(金)まで

【申込方法】

役場本庁ほけん福祉課福祉係窓口、電話、メールのいずれかにてお申し込みください。

(①氏名 ②住所 ③電話番号 をお知らせください。)

＜お問い合わせ先＞
ほけん福祉課 福祉係
電話:(0996)24-8930
窓口:本庁1階4-③

案内 固定資産税の縦覧・閲覧ができます

納税者が所有する土地、家屋の価格が他の土地、家屋の価格と比べて適正かどうかを縦覧簿により確認できます。また、期間中は本人が所有する資産の課税台帳(名寄帳)を閲覧でき、無料で写しの交付を受けることができます。

【縦覧・閲覧期間】

4月1日(水)～6月1日(月) ※土日祝日を除く

【場所】

本庁税務課資産税係

【縦覧・閲覧できる人】

固定資産税の納税義務者、その代理人

【手続きに必要なもの】

- ・来庁(申請)者の本人確認書類
- ・法人の場合は代表者印
- ・代理人による申請の場合は、委任状

＜申込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場 税務課 資産税係
電話:(0996)24-8924
窓口:本庁1階2番